# 新城市地域福祉計画

平成22年3月 新城市

# 目次

第1章 計画の背景	1
1 「地域福祉」とは	1
	1
	2
	3
第2章 基本理念	5
1 基本理念	
2 基本目標	
第3章 地域福祉の推進	
基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援	
基本目標 2 情報共有体制の確立	
基本目標 3 多様な主体による質の高い福祉サービスの提供	
基本目標 4 支援・援護が必要な方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実	
基本目標 5 日常的な見守り・支え合い活動の推進	
基本目標 6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立	
第4章 計画の総合的な推進・点検・評価の体制	
1 推進・点検・評価体制の構築	
2 計画の進捗状況の市民への公表	
<b>資料</b>	47
1 計画策定の経過	47
2 「地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査」の概要	48
3 「高齢者福祉・介護のアンケート調査 55 歳以上市民調査」の概要	50
4 「高齢者福祉・介護のアンケート調査 事業所調査」の概要	51
5 「次世代育成支援に関するアンケート調査」の概要	51
6 テーマ別座談会の概要	51
7 地区別座談会の概要	52
	53
	55

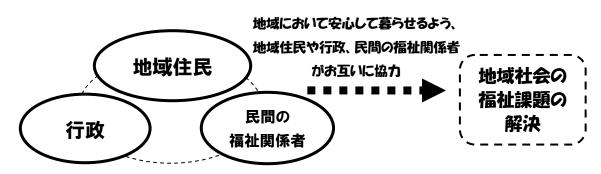
# 第1章 計画の背景

# 1 「地域福祉」とは

「地域福祉」は、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民 や福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組 むという考え方です。

社会福祉法には、地域住民、福祉関係者等が相互に協力して、地域福祉の推 進に努めるよう定められています。

### [地域福祉]



# 2 計画の趣旨及び位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づいて市が策定し、地域福祉の推進を趣旨とするものです。

また、総合計画の施策について、地域福祉の視点から具体化を図るための指針となるとともに、保健福祉の関連計画に対して、地域の視点を反映させる役割を担います。

そして、新城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とともに、 地域住民、民間の福祉関係者、行政の協働による取り組みを推進するための計 画です。

### [地域福祉計画に定める事項]

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 4 災害時等を想定した要援護者の支援方策

#### 「地域福祉計画の位置づけ】

# 新城市第1次総合計画「市民がつなぐ山の湊 創造都市」

地域福祉の具体化に よる将来像の実現

> 地域の視点を専門 的な施策に反映

# 地域福祉計画

社会福祉協議会 地域福祉活動計画 行政サービスだけでは十分に応えられない要望への対応

申門的な施策の具体化 ▼による将来像の実現

保健福祉関連計画(第4期高齢者保健福祉計画·障害者基本計画·第2期障害福祉計画·次世代育成支援行動計画·健康日本21)

男女共同参画プラン

災害時要援護者避難支援計画



住民、民間企業、行政の協 働による取り組みの推進



分野や対象者ごとの保健福祉の要望に 専門的に応える、主に行政施策の推進

# 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とし、平成 24 年度に中間評価を実施します。

# [地域福祉計画の期間]

# 地域福祉計画

市全体として地域福祉のビジョンを設定 するとともに、施策ごとに目標と取組を定 める

# 地域福祉活動計画

市の地域福祉ビジョンを見すえながら、 社会福祉協議会を中心とする活動の具 体的な内容を定める



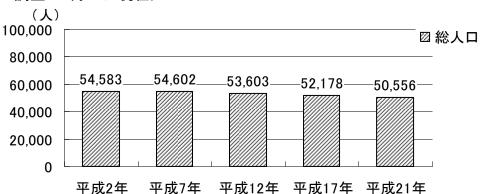
# 4 計画を取り巻く動向

# (1) 人口減少と少子高齢化

平成21年10月1日現在、本市の人口は50,556人(国勢調査の集計結果の補間値として県が推計した人口)となっており、平成17年10月の合併以降も人口の減少が続いています。

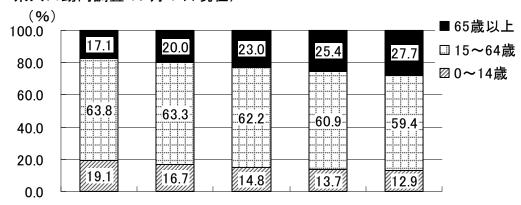
また、年齢別では、「年少人口(0~14歳)」の割合が年々低下し、その一方で「老年人口(65歳以上)」の割合は、平成21年10月1日現在で27.7%と、人口の4人に1人以上が高齢者という状況となっており、少子高齢化が着実に進んでいます。

図 総人口の推移(各年国勢調査 10月1日現在、平成 21年は愛知県人口動向 調査 10月1日現在)



※平成2年~平成12年は合併前の旧市町村の合計値

図 年齢3区分別割合の推移(各年国勢調査10月1日現在、平成21年は愛知県人口動向調査10月1日現在)



平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成21年 ※平成2年~平成12年は合併前の旧市町村の合計値

# (2) 単独世帯やひとり親世帯の割合の上昇

平成 21 年 10 月 1 日現在、本市の世帯数は 16,697 世帯で、増加が続く一方、世帯当たり人員は 3.03 人に減少しています。

また、世帯構成は、「その他親族世帯 (3世代世帯等)」の割合が低下する一方、「核家族世帯 (ひとり親以外)」や「単独世帯」、「ひとり親世帯」の割合が上昇しています。

図 世帯数及び世帯当たり人員の推移(各年国勢調査 10 月 1 日現在、平成 21 年は愛知県人口動向調査 10 月 1 日現在)

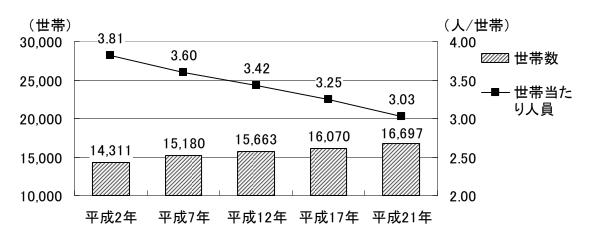
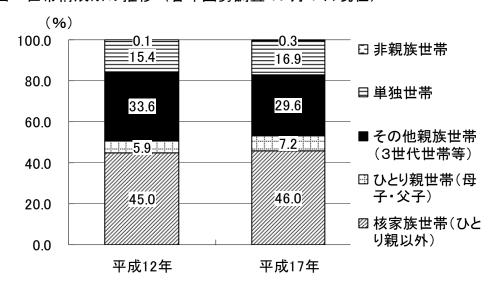


図 世帯構成※の推移(各年国勢調査10月1日現在)



- ※非親族世帯・・・2人以上から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- ※単独世帯…1人住まいの世帯
- ※その他親族世帯・・・2人以上から成る親族世帯のうち、ひとり親世帯や核家族世帯以外の世帯(3世代家族等)
- ※ひとり親世帯・・・父、母どちらかの片親と子どもで構成される世帯
- ※核家族世帯…両親と子どもで構成される世帯

# 第2章 基本理念

この計画の基本理念及び基本目標は次のとおりです。

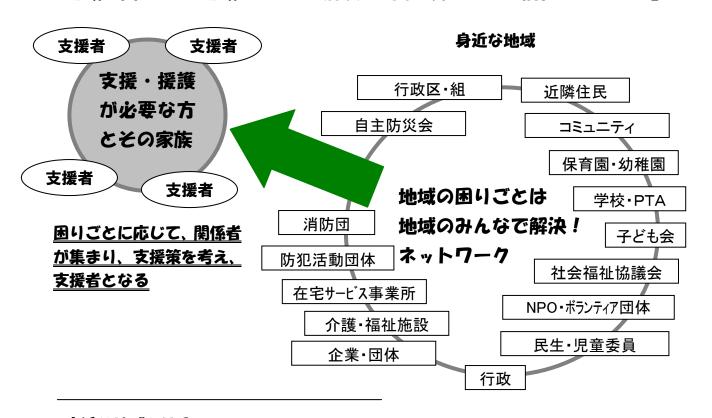
# 1 基本理念

この計画の基本理念は、『地域の困りごとは地域のみんなで解決! 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり』です。

本市は、市民が抱える地域の暮らしのさまざまな困りごとに対して、身近な地域という単位で、地域住民や福祉関係者のネットワークによって解決する仕組みを作りたいと考えます。

このネットワークの力で、地域の福祉課題の発見、課題解決のための相談支援、見守り・支え合い活動の活発化、災害時要援護者対策の推進を図ります。

# 『地域の困りごとは地域のみんなで解決! 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり』



#### 身近な地域とは?

市民にとって、身近な地域と感じる範囲は、隣近所や行政区、組等、暮らしている地区によってさまざまです。ここでいう地域は、行政が決めるものではなく、支え合ってきた歴史や人口構成、または、課題等に応じて、必要なネットワークが作られる範囲ととらえています。

# 2 基本目標

この計画の基本目標は、次の6つです。

# 基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

地域での助け合い意識の啓発と定着を図るとともに、地域でのボランティア活動がより活発に進められるよう、ボランティア活動のきっかけづくりと活動への支援の充実を図ります。

#### 基本目標 2 情報共有体制の確立

市民が必要とする情報を的確に把握し、市民の視点で、市民自身や地域で活動する団体等からの情報発信・交換の機会を増やします。

#### 基本目標 3 多様な主体による質の高い福祉サービスの提供

地域の関係者が連携して、地域に根ざしたサービスを創り出す仕組みの構築を図るとともに、多様な主体による質の高い福祉サービスの提供を図ります。

#### 基本目標 4 支援・援護が必要な方の把握と相談・権利擁護につなぐ体制の充実

これまで以上に気軽に相談窓口を活用してもらい、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう、環境づくりを行います。

#### 基本目標 5 日常的な見守り・支え合い活動の推進

ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、障がいのある方等、支援・援護が必要な方の孤立化防止や災害時に備えて、地域の絆を再構築し、日常的な見守りや助け合いの身近な活動を推進します。

#### 基本目標 6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立

地域の関係者が連携して取り組む災害時要援護者対策の実施にあたり、災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立を図ります。

# 第3章 地域福祉の推進

『地域の困りごとは地域のみんなで解決! 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり』を基本理念とし、6つの基本目標に沿った6つのプロジェクトを展開します。

# 基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

# 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、身近な支え合い・助け合いに積極的に携わるボランティアや福祉関係者をいかに増やしていくかが大きなテーマです。

市民へのアンケート調査や座談会に参加した人の意見を整理すると、次のような現状と課題が浮かび上がります。

#### 【現状】

- ♣ 身近な地域では、民生委員、主任児童委員、介護・福祉施設の職員といった専門職の方以外にも、ボランティア団体を立ち上げて活動する等、地域の福祉を担っている人々が活躍しています。
- ♣ アンケート調査によると、4割以上の市民は、何らかのボランティア 活動に今後参加したいという意向を持っていますが、そのうち6割の 人は「時間に余裕ができれば」、2割の人は「将来的には参加したい(定 年退職後等)」と、ほとんどは消極派です。
- ↓ 「活動に関する情報」と「時間的に負担の少ない活動」を増やし、消極派の市民がボランティア活動にふれる機会を少しでも増やすことが求められています。
- ↓ 社会福祉協議会では、ボランティアセンターという相談窓口を設置していますが、「活動をしたい」という市民からの相談も、ボランティアを受け入れる側の情報も少ないのが現状です。
- ◆ 地区によっては、高齢化が進む中で、地域活動の担い手不足が問題となっており、助け合いの意識をより一層広めていく必要があります、

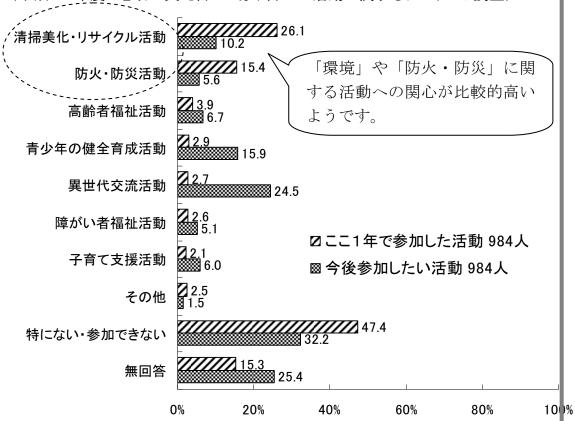
#### 【課題】

- ↓ 広く市民に助け合いの意識を広め、根付かせる取り組みを行うこと
- ◆ 地域活動やボランティア活動を支援する窓口で、要望や相談者に応じて活動の場を提供する機能を高めること

#### 市民の意識と実態(アンケート調査より)

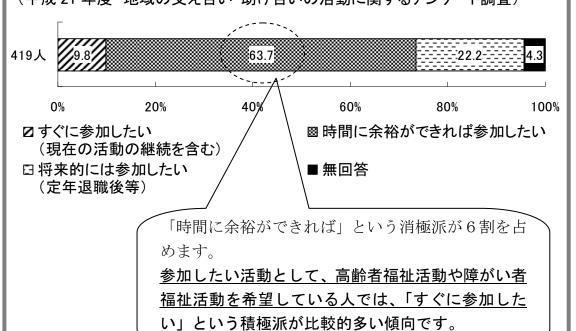
### 【ここ1年で参加したボランティア活動と今後参加したい活動】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



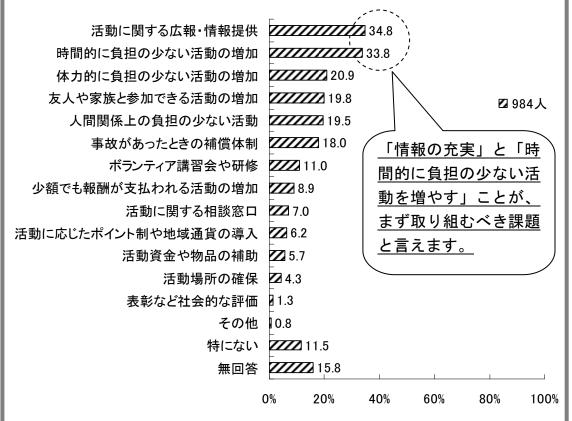
#### 【ボランティア活動への参加の意欲】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



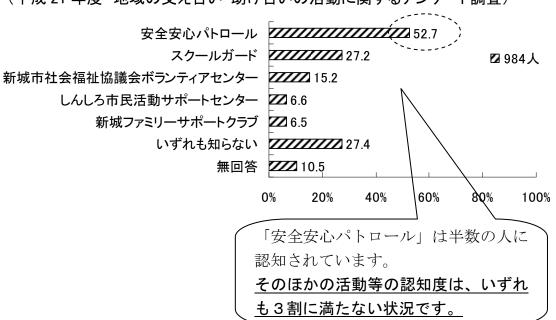


(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



#### 【地域活動やボランティア活動に関わる機関や活動のうち知っているもの】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



### 福祉関係者の声(テーマ別座談会より)

- 障がいのある児童にとっては、参加できる場の提供があり、ボランティアの協力が得られれば、外出の機会がもっと増えると思う。
- ♣ 寿楽荘で、十数年ボランティア活動をしているが、デイサービスの手伝い等を行うことで、職員にも少し余裕が生まれ、入所者との交流により入所者に喜んでもらえている。
- ↓ ボランティアの経験は小さい時から体験させることが重要である。
- ◆ 社会福祉協議会ボランティアセンターへの相談者が少ない。学校からの要請や夏休み期間の学生からの申し込みはあるが、受け入れの場が少ないことも課題である。社協で持っている情報が少ない。
- ♣ 色々な各団体の活動をつなぐ事によって、社会資源の活用が有効にできるようになるので、そのためには行政が音頭を取り、各団体を集め情報交換を行うべきではないか。

### 各地区の住民の声(地区別座談会参加者の意見)

#### 【作手地区】

■ 私の地区は高齢者が多く、今のところ地域行事もなんとかできているが、今後は少ない若い世代で多くの老人たちをまとめることに対し不安を感じる。

#### 【鳳来地区】

- ♣ 高齢者が多く、地区の役員や祭礼行事等が、成り立たなくなってきた。
- ↓ 地域福祉の核となる人が必要である。民生委員は、昔はそれなりの人がなっていたが、今は、ボランティアで行っているので、十分に回れていない。民生委員によっては、5地区を1人で受け持っている人もいるので、対応が難しい。

#### 【新城地区】

■ 福祉は「行政がやるべきことだ」という考え方の住民が増えており、 地域活動に参加するという意識が希薄になってきているように思う。

#### 【八名地区】

- ◆ 地域の中にボランティアを作ってはどうか。現状は、ボランティアが 少ない。民生委員1人では、広い区域を受け持つのが大変である。
- **↓** 150 戸を1人の民生委員が見ることは困難である。

#### 【東郷地区】

- **↓** プライバシー、個人情報を優先する意識が強く、地域で助け合うという ことが難しくなってきている。
- ◆ 放課後児童クラブは、夏休み等は一日中子供を預かるため、人員が不足している。手伝いボランティアの募集が行政でできないか。
- ↓ みんなで考え、問題等を共有できる事が大切であるが、この考え方を、 地域に定着させていけるかが課題

# 目標

子どもから高齢の方まで、誰でもボランティアになれるという意識を広めるとともに、 切れ目なくボランティア活動に参加することができ、活動に参加・継続する市民を増や すことを目指します。

# 地域のみんなで進めるプロジェクト※

目標の実現に向けて、「小さなボランティア(プチボラ)から始めよう! プロジェクト」を立ち上げます。

このプロジェクトは、市民の誰もが身近な地域の人への関心を持ち、何気ない手助けをする、そんな小さなボランティア(プチボラ)から始まるものです。

そして、関係者が連携を図り、ボランティア活動支援プログラムを確立し、 活動に関する情報提供を充実させ、本格的に活動に参加・継続する市民を増や すことを目指します。

#### ※地域のみんなで進めるプロジェクトとは?

課題や目標にあわせて、関係者の取り組みを一体化したものが "地域のみんなで進めるプロジェクト"であり、このプロジェク トそのものが、新城市の"地域福祉"です。

プロジェクト名	小さなボランティア(プチボラ)から始めよう!プロジェクト		
内容	<ul><li>①充分な時間や特別な知識がなくても、今すぐ行動できるボランティア(プチボラ)の意識を広めるとともに、短い時間で体験可能なボランティア活動の機会を増やします。</li><li>②地域で活躍している個人ボランティアや団体の活動を積極的に紹介します。</li><li>③子どもの活動体験から、大人になってからの継続まで、ボランティア活動支援プログラムを確立します。</li></ul>		
	主な関係者	役割	
	市民	<ul><li>◎まわりに困っている人がいたら、小さなボランティア(プチボラ)を実践</li><li>◎自分にどのような社会貢献ができるかを知</li></ul>	
	ilite	るための相談窓口の活用	
		◎体験活動への積極的な参加と活動の継続	
		<ul><li>◎ボランティアセンターにおける担い手と受け手をつなぐ(マッチング)機能の向上</li></ul>	
		◎ボランティア相談のPR強化	
	社会福祉協議会	<ul><li>◎既存施設を活用した、ボランティア活動拠点の整備</li></ul>	
みんなの		<ul><li>◎ボランティアコーディネーターの養成と活動拠点への配置</li></ul>	
役割		◎ボランティア活動における高校生の活用	
	ボランティア団体	◎市民ニーズに応じた活動の企画・実施	
		◎活動の積極的なPRの実施	
	介護·福祉施設	◎ボランティアの積極的な受け入れ	
		◎ボランティアコーディネーターの養成	
	保育園·幼稚園	◎地域と連携した福祉活動への積極的な関わり	
	学校·PTA	◎福祉教育とボランティア体験学習の充実	
		◎ボランティア活動のきっかけづくり	
	子ども会	◎ボランティア活動のきっかけづくり	
	<b>企業・団体</b> ◎地域と連携したボランティア活動の実		

		<ul><li>◎小さなボランティア(プチボラ)の実践の作成</li></ul>	
みんなの 役割	行政	◎しんしろ市民活動サポートセンターや東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」を通じた、ボランティア活動に関する情報提供の充実	
		◎ボランティア団体と連携した事業の拡充	
	①ボランティアに関する相談件数		
進捗の評価	②ボランティア体験事業数		
基準	③ボランティアセ	ンター登録者・団体数	
	④ボランティア団	体と連携した市の事業数	

# 基本目標 2 情報共有体制の確立

### 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、市民が必要とする情報をいかに分かりやすく 提供し、支援を必要とする方の福祉サービスの利用につなげたり、福祉活動へ の参加を促したりすることが大きなテーマです。

市民へのアンケート調査や座談会に参加した人の意見を整理すると、次のような現状と課題が浮かび上がります。

### 【現状】

- 福祉に関する情報提供は、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等の広報媒体をはじめ、市役所等の行政機関の窓口、介護・福祉サービスの事業所等の相談窓口で行われています。
- ◆ 市の広報紙「ほのか」については、市民の視点で市民が知りたい情報 を提供するため、市民編集委員が取材や編集に関わっています。
- ↓ アンケート調査によると、市民の半数近くは、誰かに相談したい、福祉に関わる悩みや困りごとを抱えており、その相談相手の多くが家族等の近い関係の人です。そのことを踏まえると、福祉を必要とする本人だけでなく、家族等、幅広い対象への情報提供の充実が困りごとを解決する第一歩であることがわかります。
- **↓** また、市民の情報源は、例えば、子育て世代では保育所等の掲示や職員からの人づてによるもの、一方、高齢者では市の広報紙や相談窓口というように、主な情報源が異なります。
- **↓** なお、この計画の策定にあたり実施した地区別座談会のような場を通じた、情報提供や情報交換を望む声があります。

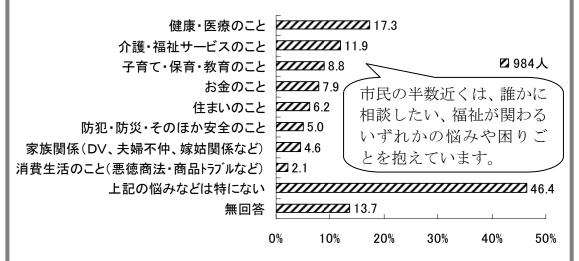
#### 【課題】

- ・市民の視点で市民が知りたい情報を提供するため、福祉に関する広報 媒体への市民参加の促進とともに、情報を届けたい対象(子育て世代、 高齢者等)の特性に応じた提供方法の工夫
- ◆ 情報を必要とする市民を支援する立場の人(例えば、民生委員、ケア マネジャー、子育でサークルの運営者、保育所職員等)への情報提供 の充実
- ♣ 身近な地域単位で、地域の課題について市民が発信する機会や福祉サービスについての情報提供・情報交換の機会の提供

### 市民の意識と実態(アンケート調査より)

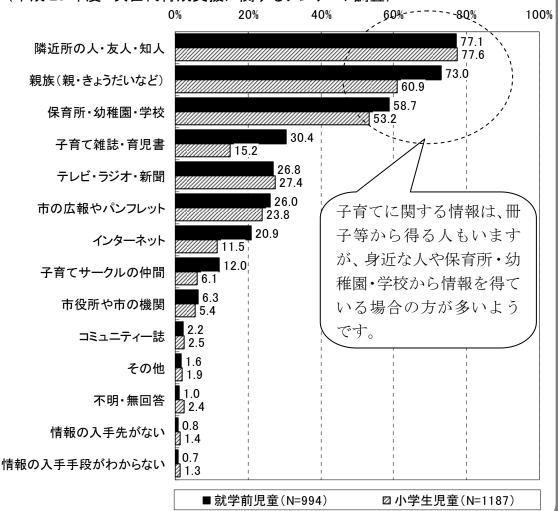
#### 【ここ1年程度の間の誰かに相談したい悩みや困りごと】

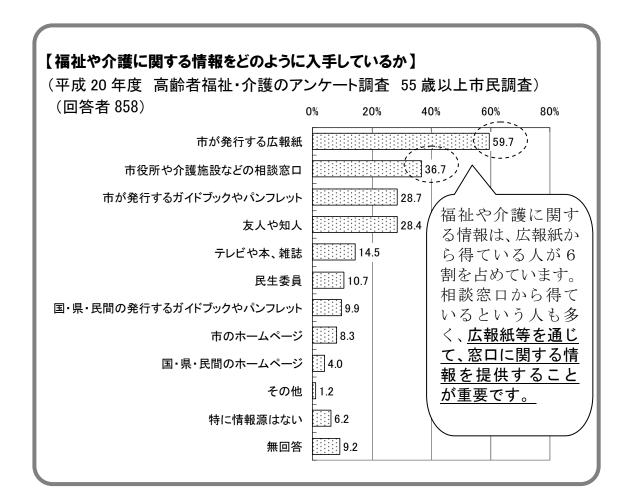
(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



# 【子育てに関する情報をどのように入手しているか】

(平成20年度 次世代育成支援に関するアンケート調査)





### 福祉関係者の声(テーマ別座談会より)

▲ 独居老人、高齢者世帯は、困った事があっても相談先が分からない

#### 各地区の住民の声(地区別座談会参加者の意見)

#### 【鳳来地区】

- 地区別座談会は中学校単位でなく、小学校区単位で、行うべきではないか。

#### 【新城地区】

- ♣ もっとこのような会を開いてほしい。事例等の紹介等もしてほしい。
- ◆ 行政は情報の出し方が悪いと思うし、高齢者はホームページなんか見ない。(例えば、富沢地区の防災への取り組みはすごく良い。そういうよい所をみんなに伝える方法がない。)

# 目標

市民のニーズの把握や市民参加を通じて、必要な情報を提供する体制を充実し、必要な情報を分かりやすく届けることを目指します。

# 地域のみんなで進めるプロジェクト

目標の実現に向けて、「誰もが情報発信者!プロジェクト」を立ち上げます。

このプロジェクトは、関係者が連携を図り、市民や福祉関係者からの情報発信の機会や、身近な地域での情報交換の機会を増やすことを目指します。

プロジェクト名	誰もが情報発信者!プロジェクト			
内容	①市民からの情報発信の機会を増やします。 ②福祉関係者の情報発信の力を高めます。 ③身近な地域での活動で、福祉サービス等に関する情報提供や 情報交換の機会を増やします。			
	主な関係者	役割		
みんなの 役割	市民	<ul><li>◎福祉に関する情報を家族や友人に口コミで 伝達</li><li>◎広報紙やホームページへの掲載情報の要望 提起</li><li>◎情報発信の場への積極的な参加</li></ul>		
	社会福祉協議会	<ul><li>◎身近な地域単位での座談会の定期的な開催による情報提供・情報交換</li><li>◎社協だよりやホームページの内容についての市民ニーズに応じた更新</li></ul>		
		<ul><li>◎一般市民やボランティア団体からの情報の 積極的な発信</li><li>◎情報発信・情報取得を支援するコミュニケ ーション支援(手話、音訳、点訳、要約筆 記等)</li></ul>		
	行政区	<ul><li>◎市や社協、その他関係者から、地域の福祉サービスや活動の情報収集</li><li>◎地域住民のふれあい・交流活動の中で福祉サービス等に関する情報提供や情報交換の機会の提供</li></ul>		
	介護・福祉施設、 在宅サービス事業所	<ul><li>◎市や社協、その他関係者から、地域の福祉サービスや活動の情報収集</li><li>◎利用者や地域住民への情報提供</li></ul>		
	行政	<ul> <li>◎広報紙やホームページの内容についての市民ニーズに応じた更新</li> <li>◎民間からの情報発信を促すためのNPO法人等への情報誌の発行委託の検討</li> <li>◎一般市民やボランティア団体からの情報の積極的な発信</li> <li>◎福祉関係者等が使用する相談窓口一覧(ケース別相談先等)の作成・配布</li> <li>◎職員が地域に出向いて情報交換の実施</li> </ul>		
進捗の評価 基準	①福祉に関する情報を発信する民間情報誌の数 ②身近な地域単位での情報提供・情報交換の機会			

# 基本目標 3 多様な主体による質の高い福祉サービスの提供

### 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法人、NPO法人、株式会社、ボランティア団体等、多様な主体が地域福祉を担い、質の高い福祉サービスを提供することが大きなテーマです。

市民へのアンケート調査や座談会に参加した人の意見を整理すると、次のような現状と課題が浮かび上がります。

#### 【現状】

- → 市内では、介護保険制度や障害者自立支援制度、保育制度等、公的な福祉サービスを担う社会福祉法人、NPO法人、株式会社、ボランティア団体等が事業を展開しています。
- **↓** また、公的な制度ではカバーできていない部分を補う福祉サービスを 担うボランティア団体等も、数多く活動しています。
- ↓ アンケート調査によると、保育サービスの分野に対する満足度は、「満足している」と積極的に肯定する回答が比較的少なく、サービスの多様化や利便性の面で充実が求められる状況です。
- ♣ 高齢福祉サービスで対応している配食サービスについても、その充実 (頻度の拡充)を求める声があるほか、公的なサービスや制度ではカ バーできていないサービスの実施を求める声があります。
- 事業所における事業運営上の課題は、専門職の確保等、人材に関する ものが主となっています。
- ↓ サービスの質を高める取り組みとして、利用者等への満足度調査やサービス・マネジメントの評価は、導入している事業所が半数に満たない状況です。
- → 市内の山間部には限界集落が存在しており、高齢者等の移動手段の確保が大きな課題であり、いくつか民間の福祉有償運送事業者がサービスを実施していますが、今後の高齢化の進展を見すえて、さらなる確保を求める声が大きいのが現状です。

#### 【課題】

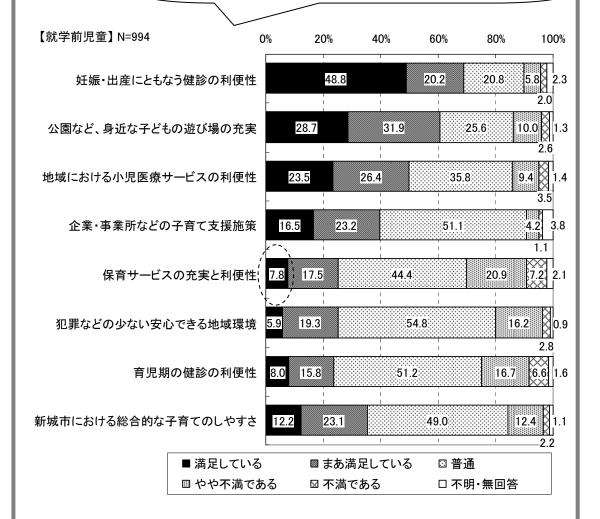
- 国における福祉政策の動向を把握しつつ、公的な制度のすき間をカバーする福祉サービスの提供
- ➡ 福祉サービスを担う専門職や団体の育成・確保

#### 市民の意識と実態(アンケート調査より)

#### 【次世代育成支援の各分野に対する満足度】

(平成 20 年度 次世代育成支援に関するアンケート調査)

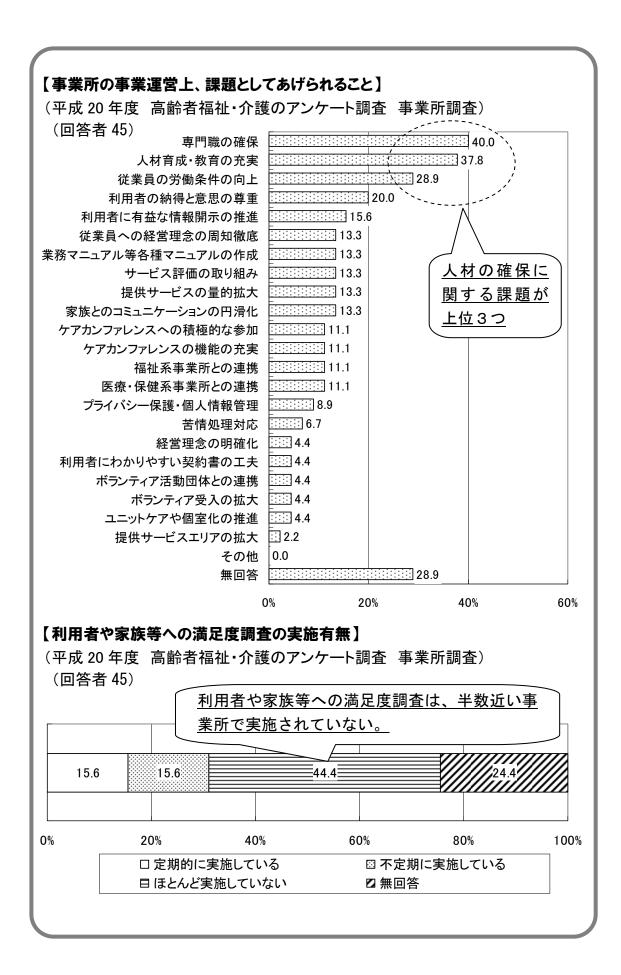
保育サービスに対する満足度は、「満足している」と 積極的に肯定する回答が比較的少ない。

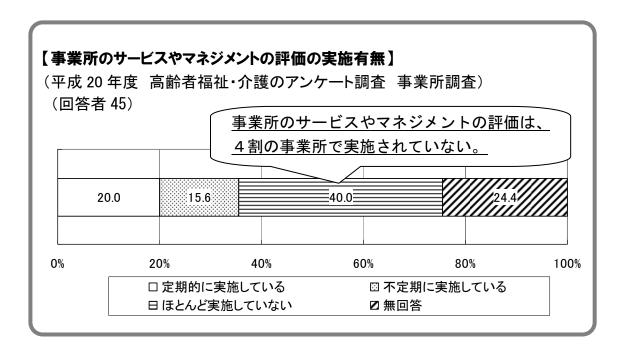


# 【介護保険法定外のもので、介護保険事業に組み入れてほしいサービス】

(平成 20 年度 高齢者福祉・介護のアンケート調査 事業所調査) 《主な意見》

- ◎ 毎日の配食サービスの実施
- ◎ 食事のサービスを充実させてほしい(配食サービス・食材の確保等)
- ◎ 新城南部地区の市街への送迎バス等(交通手段の充実)
- ◎ 独居、高齢者世帯のゴミ出し





# 福祉関係者の声(テーマ別座談会より)

- ♣ 交通手段が無く、買い物が思うようにできない高齢者がいるので、年 に  $1\sim2$  回温泉入浴と買い物をする日帰りサービスを企画し、好評を得ている。
- ↓ 寝たきりの人がいる家族へのケアをどうするか(レスパイト)
- ↓ 1人で介護をしていると、十分に休めないので要介護者に手を出したく なるときがあるといわれた人がいたが、このような世帯が沢山あるの では。
- → 介護保険の対象外の元気なお年寄りたちが、困っているのにどう手を 差し伸べるのが良いか。
- ↓ ファミリーサポートクラブは、有料制で 100 名ほどの会員がいる。保育園・児童クラブ送迎、出産時のサポート、病児保育等、行政の手の届かないところを受け持っている。月 4~5 件の利用があるが、他市と比べると少ない。ファミリーサポート援助会員が減少してきており、特に作手、鳳来地区では、緊急時の対応が難しくなっている。

### 各地区の住民の声(地区別座談会参加者の意見) =

### 【鳳来地区】

- ↓ 山吉田地区17行政区の内3つが限界集落で、高齢者の移動手段が問題となっている。
- ↓ 買い物、病院にいくのが大変である。移動は大問題である。

#### 【八名地区】

- ♣ タクシー券は使いづらい。遠い所へ行くときに、2~3枚まとめて使って一回の料金を安くするようにできないか。バスが通らない地域は、移動手段がない。
- ◆ 都会では民間による移動サービスが活発である。独居の高齢者で病院に 行きたいが、バスの交通手段がないため、隣の人が乗せていく場合もあ るが、いつもできる訳ではない。何か良い方法はないか。

# 【東郷地区】

**♣** 高齢者が自宅に引きこもらないように、福祉タクシーや公共交通網の充 実が課題ではないか。

# 目標

市民のニーズに応じた地域密着で、継続性のある福祉事業に参入する市民や団体、事業者を市内に増やすための仕組みの構築とともに、サービスの質のさらなる向上を目指します。

#### 地域のみんなで進めるプロジェクト

目標の実現に向けて、「地域密着のサービス創出!プロジェクト」を立ち上げます。

このプロジェクトは、関係者が連携を図り、地域の課題を発見する仕組みと ともに、課題を関係者間で共有する仕組み、サービスの質を高める仕組みを通 じて、質の高い、市民ニーズに見合ったサービスを創り出すことを目指します。

プロジェクト名	地域密着のサービス創出!プロジェクト		
内容	①地域の課題を把握し、新たなサービスを創り出すまでの仕組 みの構築を図ります。 ②サービスの質を高める取り組みの導入を促します。		
	主な関係者	役割	
みんなの役割	市民	<ul><li>◎悩みや困りごとについて、身近な支援者や 相談窓口への積極的な投げかけ</li><li>◎サービスに不満を感じた場合の苦情解決窓 口の活用</li></ul>	
	社会福祉協議会	<ul><li>◎身近な地域単位での座談会の定期的な開催による課題の把握</li><li>◎把握した課題を関係者で共有する仕組み、会議の運営</li><li>◎把握した課題を解消するための新サービスの実施</li><li>◎サービス提供事業所として、利用者等への満足度調査の実施やサービス及びマネジメ</li></ul>	
	介護・福祉施設、 在宅サービス事業所	ントの評価の活用  ②地域で把握した課題を関係者で共有  ③新たなサービス・事業への参入  ③利用者等への満足度調査の実施やサービス  及びマネジメントの評価の活用	
	行政	<ul><li>◎地域の課題の定期的な把握</li><li>◎把握した課題を関係者で共有する仕組み、 会議の運営</li><li>◎NPO法人やボランティア団体等の福祉事業への参入支援</li></ul>	
進捗の評価 基準	<ul><li>①市内で福祉サービス・事業を実施する民間事業所、NPO, ボランティア団体等の数</li><li>②利用者等への満足度調査やサービス及びマネジメントの評価を導入した事業所数</li></ul>		

# 基本目標 4 支援・援護が必要な方の把握と相談・権利 擁護につなぐ体制の充実

### 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、支援・援護が必要な方の把握とともに、その本人や家族等が抱える困りごとに対して、相談支援や権利擁護につなげていく体制を充実させることが大きなテーマです。

市民へのアンケート調査や座談会に参加した人の意見を整理すると、次のような現状と課題が浮かび上がります。

#### 【現状】

- 市内の相談窓口というと、子育てに関することは、子育て支援センターや保健センター、保育所や幼稚園、学校、児童相談センター、障がいのある方の自立支援は相談支援事業所、高齢の方の介護・福祉に関する相談は、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等、内容によってさまざまな窓口が存在します。
- ↓ また、市役所及び支所、社会福祉協議会は窓口で福祉に関するさまざまな相談に応じるほか、窓口とは別に、法律相談といった各種相談事業を実施しています。
- ↓ アンケート調査によると、プライバシーを気に掛けるお金や家族関係 の悩みや困りごとの場合、身近な人以外には相談相手がおらず、誰に も相談していないという方が多く見られます。
- ◆ 市内の相談機関の窓口や専門相談員を利用した方については、その満足度は比較的高い状況です。
- 福祉関係者の声によると、ひとり暮らしや認知症の方等、支援を必要としていても、福祉サービスや権利擁護等につながっていないケースが見られます。
- ♣ 子育て支援に関しても、支援の場に参加しない親子への対応について、 問題提起されています。
- ➡ 身近な相談者である民生委員でも、個人情報等の問題が絡み、支援・ 援護が必要な方の把握が難しいケースも指摘されています。

#### 【課題】

- → 支援・援護が必要な方の把握と、個別支援会議の開催や、相談・権利 擁護に関わる人材が連携して対応する仕組みの充実
- ◆ 相談支援におけるプライバシー保護の徹底(相談支援者の意識、相談の場の設備等)

#### 市民の意識と実態(アンケート調査より)

#### 【悩みや困りごと別 相談先上位3つ】

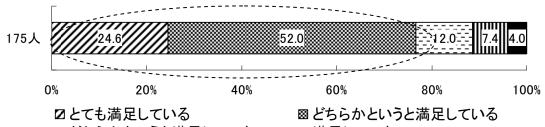
(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)

悩みや困りごと	上位3つ			
個ので困りこと	1位	2位	3位	
介護・福祉サービスのこと	家族·親族	ケアマネジャー	友人·知人	
	50.4%	46.2%	28.2%	
健康・医療のこと	家族·親族	友人·知人	医療機関	
	57.6%	34.7%	30.6%	
子育で・保育・教育のこと	家族·親族	友人·知人	隣近所の人	
	75.9%	64.4%	14.9%	
住まいのこと	家族·親族	友人·知人	市役所·支所	
	60.7%	41.0%	14.8%	
防犯・防災・そのほか安	家族·親族	友人·知人	隣近所の人	
全のこと	59.2%	38.8%	14.3%	
消費生活のこと(悪徳商	家族·親族	友人·知人	市役所·支所	
法等)	71.4%	38.1%	28.6%	
お金のこと	家族·親族	友人·知人	誰にも相談して	
	51.3%	41.0%	いない 21.8%	
家族関係(DV、夫婦不仲、嫁姑関係等)	家族·親族	友人·知人	誰にも相談して	
	51.1%	46.7%	いない 28.9%	

お金や家族関係の悩みについては、相 談したくても相手がいないという方が 比較的多く見られます。

# 【相談窓口を利用した満足度】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



□どちらかというと満足していないノヘ□満足していない

■無回答

相談機関の窓口や専門相談員を利用した人の8 割近くは「満足している」と答えています。

まずは、支援を必要とする人を確実に相談につ なげていくことが課題と言えます。

### 福祉関係者の声(テーマ別座談会より)

- ↓ ひとり暮らしで、認知症の方が増えており、近所から苦情があるが、 本人、家族が認識していないので、支援のしようがないケースがある。 認知症により、福祉サービスの利用を勧めても拒否されてしまうケースもある。
- ★ 在宅介護支援センターでも把握しておらず、地域に埋もれている人がいることに危惧を感じる。近所からの情報等の把握ができず、地域に福祉サービスを利用すべき人がいることが把握できていない。
- ◆ 支援を必要とする方の情報がないというのが、一番の問題。今の社会情勢から、在宅介護支援センターの名称の認識がなされていないため、怪しい訪問業者等と思われ、最初の接触がうまくいかない場合がある。民生委員や知人の紹介ということになれば接触しやすい。民生委員との連絡・連携のあり方が検討課題である。
- **↓** ひとり暮らしや認知症への関わり方として、相談支援事業所が最初の 訪問をするときは、民生委員が同行してはどうか。
- ↓ 民生委員と在宅介護支援センター等との関係は、地域によって関わり 方が違う。
- 個人情報を得ることが難しくなってきており、在宅介護支援センターとしては、主に民生委員からか、75歳以上の方を対象にした乳酸飲料の配布申請から独居世帯と分かる事が多い。
- ↓ 独居老人に緊急通報システムの利用をしてもらいたいが、近所に緊急 支援員を3名登録する必要があり、近隣に遠慮して利用を見合わせる 人がいる。
- ↓ 作手地区では合併により、相談先が不明確になっているのではと思う。
- ↓ 県内の他社協と比較して、高齢者の権利擁護事業の利用は少ない。
- ↓ 児童相談センターは、日常的な場所でないので、相談しやすい。傾向 として、不登校児童、発達障がい・アスペルガーの子供が人口比率に対 して多い。長期的に児童相談センターが関わった人を、成人になって からの支援にどの様につなげ、ニート、引きこもりにならないような 対応が課題
- → 子育て支援の場に出てこない人が問題で、入り方、関わり方の工夫が 必要。活動の場に出てこられない親に対し、どう対応するかについて、 保健センターが実施している新生児訪問時に子育てネットワーカーが 同行して、話しを聞くということも検討している。
- → 子育て支援への対応に当たり、市の中でも担当が生涯学習課、児童課と分かれているため戸惑うことがあるので、市側の配慮をお願したい。
- → 発達障がいが増えており、地域、学校、保健センターとの連携が必要
- ↓ 相談窓口の連携が必要では。

### 各地区の住民の声(地区別座談会参加者の意見)

### 【鳳来地区】

- 相談を受け、その問題を解決するためにどうすればいいか(どんなサービスを利用すればいいか、どこに相談すればいいか)わからない。「こんなことで困ったらここに相談」みたいな、わかりやすいものがあればいいと思う。
- 民生委員として、近所の状況は把握することができているが、地区が広く少し離れたところまでは、把握することが難しい。
- ↓ 行政が民生委員に世帯リストを出していないのは、不思議だ。地域で状況を把握するために使うと使途を明確にして、行政は名簿を提供するべきだ。

### 【新城地区】

- 地区の困りごと等を行政に相談を持っていっても、行政では限界がある といわれてしまう。民生委員として、市民へどれくらい踏み込んでよい のかわからない。
- **▲** 独居世帯や、生活保護世帯の方との関わり方が十分でない場合には、近 所の人の協力を求める場合がある。
- ↓ 日ごろは問題のない世帯でも、その世帯のキーマンが入院したりすると 問題を抱える世帯となる。そうした時の対応、支援方法がなく、見守り することしかできない。
- **▲** 主任児童委員として、鳥原児童館で母親と話をする。児童館に遊びにきたり、相談に来られる人はよいが、出てこられない人が心配である。
- ↓ 過去に主任児童委員をやっていたが、主任児童委員は保育園をまわったり、新聞をみたり、児童相談センターへ出向いたりして、地域の情報を得る必要がある。

# 【八名地区】

♣ 今のところ区からの情報を班に流すことが主となっているが、班(班長 1年)の会議で地域の課題を話し合い、組や区へ吸い上げるような仕組 みになれば良いと思う。

# 【東郷地区】

- ↓ 地域の中で、民生委員の役割が知られていないのでは。組長会等で、地区に周知するようにする等、連携できないか。
- ♣ 身近な母子家庭の方が、うつ病で亡くなってしまった。周りの人は、手を差し伸べる事ができなかったが、本当の弱者は声を上げられないのでは。本当の弱者へ、手を差し伸べる手段は無いか。
- ♣ 心の悩み等、どんな相談もでき必要に応じて問題解決にむけた相談機関 につなげることのできる電話相談窓口の専門課があると良いのでは。
- ➡ 既存の行政内の各部署における相談窓口の情報の共有化が必要である。

# 目標

相談窓口や相談に関わる人材を市民が利用し、相談を通じて支援・援護が必要な方の把握と権利擁護、福祉サービスの利用につなげるケアマネジメントの充実を目指します。

# 地域のみんなで進めるプロジェクト

目標の実現に向けて、「相談窓口・人材ネットワーク!プロジェクト」を立ち上げます。

このプロジェクトは、関係者が連携を図り、相談窓口や相談に関わる人のネットワークを充実し、必要な方に必要な支援を届けることを目指します。

プロジェクト名	相談窓口・人材ネットワーク!プロジェクト			
内容	<ul><li>①身近な地域という単位で、相談に関わる人材同士が連携・協力する機会を増やします。</li><li>②相談を担う人材の育成を図ります。</li><li>③プライバシーに配慮した相談環境の整備を図ります。</li></ul>			
	主な関係者役割			
	市民	<ul><li>◎身近で困っている人の相談相手になる</li><li>◎地域の相談支援者や相談窓口の把握</li><li>◎相談窓口の積極的な活用</li></ul>		
	社会福祉協議会	<ul><li>◎身近な地域という単位で、相談に関わる 材同士の連携・協力のコーディネート</li><li>◎相談窓口に適した人材の育成</li></ul>		
みんなの 役割	民生·児童委員	<ul><li>◎定期的な訪問による相談窓口とのネットリーク構築</li><li>◎各種相談事業への協力</li></ul>		
	介護・福祉施設、 在宅サービス事業所	<ul><li>◎地域ケア会議や障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等を通じた、相談支援者同士の交流・連携</li><li>◎プライバシーに配慮した相談環境の整備</li></ul>		
	行政	<ul><li>◎身近な地域という単位で、相談に関わる人材同士の連携・協力のコーディネート</li><li>◎プライバシーに配慮した相談環境の整備</li></ul>		
進捗の評価 基準	①各種相談窓口や相談事業における相談件数 ②相談に関わる人材同士の連携・協力の機会			

# 基本目標 5 日常的な見守り・支え合い活動の推進

# 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、支援・援護が必要な方やその家族が地域の中で孤立することなく安心して暮らすことができ、また、災害時を想定した備えとしても、日常的な見守り・支え合い活動を全市的に推進することが大きなテーマです。

市民へのアンケート調査や座談会に参加した人の意見を整理すると、次のような現状と課題が浮かび上がります。

#### 【現状】

- 日常的な見守りや支え合い活動は、子育て中の親子に対しては、保健センターによる「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)」や主任児童委員による活動、子どもたちの登下校の見守りとしては、「スクールガード」や「安全安心パトロール」等があります。
- ↓ また、障がいのある方やその家族に対しては、相談支援事業所、保健所、保健センター、民生・児童委員や当事者団体等による見守り・支え合いの活動、そして、高齢者やその家族に対しては、「ミニデイサービス」や「友愛訪問」、ケアマネジャーや在宅サービス事業所による訪問活動等、身近な地域での支え合いや交流、見守り、安否確認といった取り組みがさまざま行われています。
- ↓ アンケート調査によると、支え合い、助け合うべき『地域』の範囲は、 中山間地域という特性を反映して、住んでいる地域で異なる結果となっています。
- ↓ 災害時における要援護者(家族を除く)のために自分ができることを聞いたところ、8割の市民が「安否確認・声かけ」をあげており、この意識を実際に活かすためには、地域住民同士の日頃からの付き合いが欠かせません。
- 福祉関係者の声によると、さまざまな主体が見守り活動を行う中で、効果的な活動を行うために、相互の連携を求める声があります。
- → 一方、子育て支援に関して、少子化で近隣に同年齢の子どもがいないという問題や身近過ぎては相談がしにくいという面、また、聴覚障がいのある方等、コミュニケーション支援を必要とする方への理解の必要性も指摘されています。
- ↓ 作手と鳳来の各地区で実施しているミニデイサービスのような高齢者の集いの場とともに、ひとり暮らしの方の資源回収を支援する取り組み等が必要との声があります。

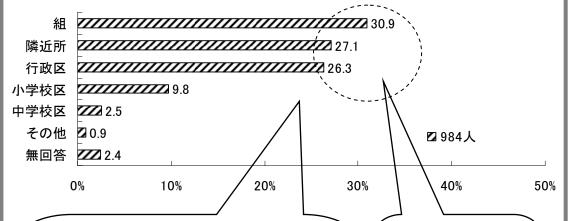
#### 【課題】

- ◆ 中山間地域という特性を踏まえ、各地域でそこにある資源(人、施設) を有効活用した見守り・支え合い活動の全市的な活発化
- ◆ 身近な地域だけなく、さまざまな見守り・支え合い活動(広域での活動、 見守る上での相互理解の機会づくり等)の展開

### 市民の意識と実態(アンケート調査より)

#### 【住民同士が互いに支え合い、助け合うべき『地域』の範囲】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



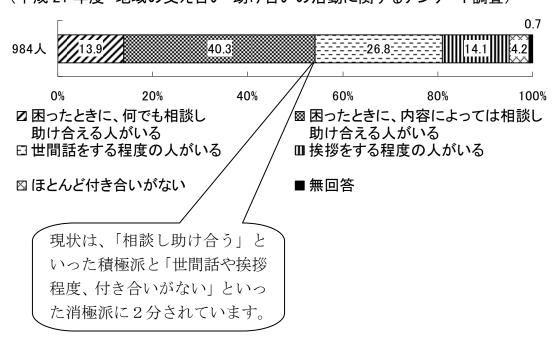
中学校区で見ると、新城中学校区と作手中学校区は「隣近所」、千郷中学校区は「行政区」、そのほかの中学校区は「組」と、学校区によって、最も多い回答に違いがあります。

<u>本市の場合、支え合いのあり方は、住んで</u>いる地域で異なるということでしょう!

市民の意見は、おおむね「組」、「隣近所」、「行政区」の3つに分かれるようです。

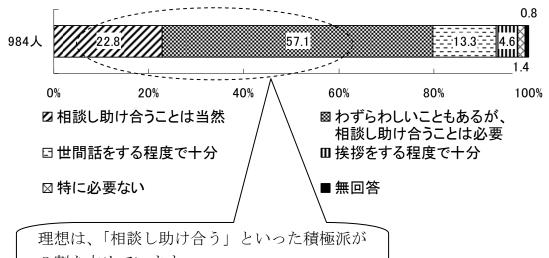
#### 【『地域』の人との付き合いの現状】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



# 【『地域』の人との付き合いの理想】

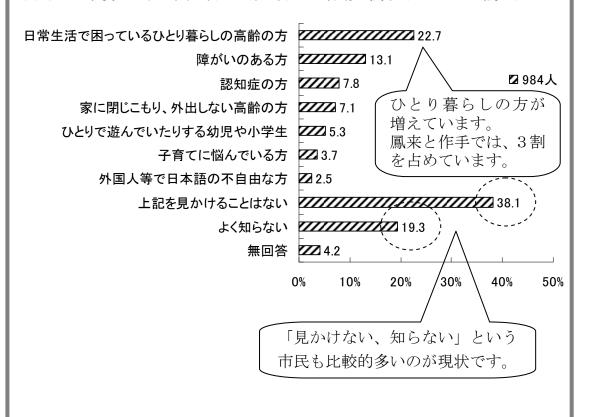
(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)

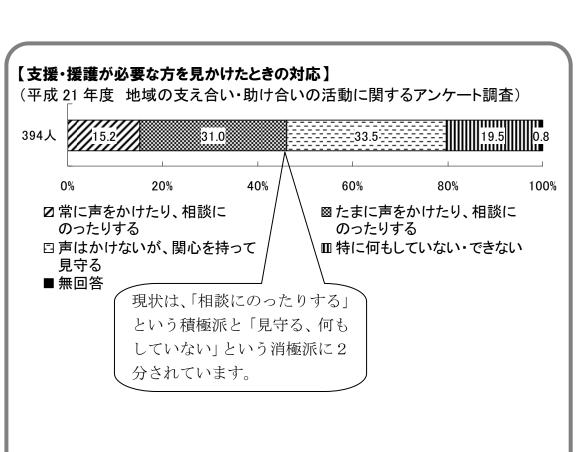


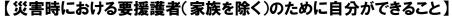
8割を占めています。

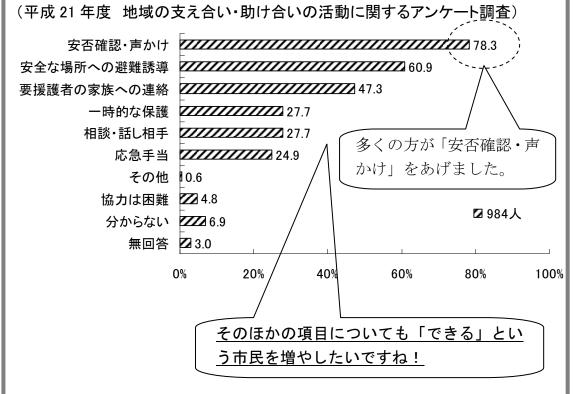
# 【自分の『地域』で支援・援護が必要な方を見かける機会】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)









#### 福祉関係者の声(テーマ別座談会より)

- **↓** 友愛訪問をしているが、新たな対象者を知るに際し、個人情報の問題があり、難しくなっており訪問に落ちが無いか留意している。
- ◆ 友愛訪問を本人が希望しても、家族の理解に時間がかかる場合がある。
- ↓ 認知症の人を抱えた家庭は、隣近所へ知らせ理解を得ることも大切。
- ★ 友愛訪問では、施設入所すると原則として訪問しないが、継続した交流 があっても良い。
- **♣** 高齢者の夫婦世帯で、1人が寝たきりになったとき介護者は外に手助け を求めても、要介護者がこれを拒むと、介入できない。
- ↓ 区長が民生委員の顔も名前も知らないような事がある。
- ↓ 地域の役員と民生委員の連携、顔見知りになる事が大事なのでは。
- **↓** JA の会員は多く、地域に密着して活動しており、JA に対する期待が大きいと感じている。悪質な高額商品の売りつけ防止等、普段から見守りも行っている。
- ◆ 老人クラブ活動で、友愛活動を行おうとしているが、個人情報に関する 課題が出ている。私の地区は老人クラブの会員は 60 人であるが、敬老 会の対象者は数百人いるので、情報をすべて把握することは困難であ る。しかし、地区によっては、ほとんどが高齢者であり互いに分かり合 っている地区もある。
- ♣ 狭い地域だけだとお互いに知りすぎていて、子育でに関する相談がしにくい面もある。保育園から中学校まで少人数で過ごすような地区もあるので、子供だけでなく親も含め、人間関係について課題が残る場合がある。
- 聴覚障がい者は、老人性の難聴を含めても100名弱の人がいる。障がい者の手話と、健常者の手話の違いを認識しなくてはいけない。手話は、日本語を手話語に通訳するのではなく翻訳する。聴覚障がい者が、文字を読めるという事と、内容を理解するという事は違うということ。障がいに関する理解が不十分で、お互いに分かり合えていない。

#### 各地区の住民の声(地区別座談会参加者の意見) =

#### 【作手地区】

- ↓ ひとり暮らしの世帯が今後多くなる。今後どうやって支援していくかについて、コミュニティや地域担当制を活用し、情報を共有し、周りが積極的に顔を出せるような雰囲気作りを進めたい。
- ◆ 作手地区では「虹の郷」が福祉の拠点。「ゆめひろば」(ミニデイサービス)を楽しみにしている高齢者が多い。
- 高齢者同士のつながりを大切にして、助け合っていきたいと思っている。普段の関わりとしては、散歩時に挨拶を交わす程度である。
- ♣ 小学校の2年生の孫から、地区でひとり暮らしをしているお年寄りの世帯の数を教えて欲しいと言われた。本の読み聞かせを学校行事としてするそうだ。とても有難いことであり作手地区中に広まればいいと思った。社協等の福祉サイドと教育サイドの連携が必要だと感じた。
- ↓ 夫が障がいを持っている。自分が家を離れたとき、家にいる夫の安否を確認してもらうため虹の郷に要請したら、民生委員の許可が必要だと断られ、役所にも断られショックを受けた。結局近所の人に見に行ってもらったが、最近では隣近所の行き来がなくなって頼みづらくなっている。昔なら誰かがすぐに対応してくれたが、現在はなかなか難しい。
- ↓ 以前、地区で五平餅を販売していた場所を、第2公民館として利用し、 高齢者が集まり、世間話ができる場所にしてほしいとの要望がある。

#### 【鳳来地区】

- ↓ 地域の子どもたちの顔を地域の人たちに覚えてもらい、また地域の人たちの顔を子どもたちが覚えることが、地域で子どもを育てることにつながり、地域への思いが芽生えるのではないか。
- ↓ 近くに知人がいない高齢者が増えており、日ごろ話ができる場を地域に 作ってほしいと相談がある。立ち上げることが大変で、地域のリーダー を作る活動、しくみ作りを役所や社協にしてもらいたい。

#### 【新城地区】

- ♣ 高齢で独居という方にとって資源回収は、収集場所が離れていて大変という問題がある。東新町の取り組みとして、地区推進委員と月当番が家庭をまわって集めるシステムを取り入れている。そこで声かけをすれば、地域の見守りもできる。人に物事を頼んでは迷惑がかかると思っている高齢者が多いので、動ける人が声をかけてほしい。
- ↓ まずは地域で考え解決し、できないところを行政にお願いすると行政も 動いてくれる。行政に何でも頼るのではなく、地域で協力して対応する ことをもっと考える必要があるのではないか。解決する方法を考える、 話し合う場が地域に必要

#### 【八名地区】

- **↓** 65 歳以上の老人クラブへの加入者が減少している。
- → 高齢者が集まれる居場所作りが必要ではないか。
- → 若者の支援にもっと力を入れたほうが良いのではないか。ニートは結構いる。近所で引きこもっている若者と交流が持てたため、一緒に散歩しているが、漢字や計算等への学習意欲があり、九九や計算等の問題を出しながら歩いている。市でニートの把握、支援ができないか。

#### 目標

たとえ、ひとり暮らしになっても、子育てや家族の介護に悩むことがあっても、コミュニケーションに不自由があっても、孤立することなく、安心して暮らしを継続できる地域を目指します。

#### 地域のみんなで進めるプロジェクト

目標の実現に向けて、「小地域見守リネットワーク!プロジェクト」を立ち上げます。

このプロジェクトは、関係者が連携を図り、支援・援護が必要な方を身近な 地域で見守るネットワークの構築を目指します。

プロジェクト名	小地域見守りネットワーク!プロジェクト		
内容	<ul><li>①身近な地域という単位で、見守り・支え合いを、組織的に継続して行える体制の構築を図ります。</li><li>②見守り活動に関わる市民を増やします。</li><li>③障がいや認知症等、コミュニケーション支援を必要とする方への地域住民の理解を高める取り組みを実施します。</li></ul>		
	主な関係者	役割	
	市民	<ul><li>◎地域で顔見知りをたくさんつくる</li><li>◎見守り・支え合い活動への積極的な参加</li></ul>	
	社会福祉協議会	<ul><li>◎身近な支え合いのサロンのコーディネート・運営支援</li><li>◎手話奉仕員や音訳・点訳・要約筆記のボランティア等、コミュニケーション支援や見守りに関わる人材養成講座の開催</li></ul>	
	行政区	◎地域住民のふれあい・交流活動の実施	
みんなの	民生·児童委員	◎関係者と連携した見守り等を必要とする方の的確な把握とサービスにつなげる調整力の強化	
役割	自主防災会	◎見守り・声かけ活動といった福祉的な側面 の活動の充実	
	防犯活動団体	◎関係者と連携して、地域内の防犯情報の対 有化と効果的な防犯活動の推進	
	介護・福祉施設、 在宅サービス事業所	◎サービス利用者の日常的な見守りの実施と 関係者の見守り活動への協力	
	<ul> <li>◎身近な地域という単位で、さまざり・支え合い活動を連携させるコート</li> <li>⑥地域の見守り・支え合い活動に関</li> <li>⑩認知症のサポーターや子育てサ等、見守りに関わる人材養成講座</li> </ul>		
進捗の評価 基準	①見守り・支え合い活動に関わる市民の数 ②見守り・支え合い活動に関わる組織の数		

# 基本目標 6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡 体制の確立

#### 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、東海地震や集中豪雨等による土砂災害等、災害時における要援護者対策が最重点課題であり、平成21年度に策定した「新城市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制を確立することが大きなテーマです。

市民へのアンケート調査や座談会に参加した人の意見を整理すると、次のような現状と課題が浮かび上がります。

#### 【現状】

- ◆ 市内では、自主防災会が全行政区に 149 団体組織されており、各防災会は、防災会長、防災専門員を中心として防災訓練や災害備蓄品の整備等を実施しています。
- → 市は平成21年度に「新城市災害時要援護者避難支援計画」を策定して おり、平常時、東海地震警戒宣言発令時、災害発生時の各対応が計画 されています。
- ↓ アンケート調査によると、災害時に備えた避難場所や組織・活動は、 学校区によって市民の認知度が異なる傾向となっており、また、地域 ぐるみの支援体制の中核を担う「自主防災会」は、防災訓練や消防団 に比べて、市民の認知度が低い状況です。
- 福祉関係者の声によると、要援護者登録台帳への記載や自主防災会への参加等、まずは、災害時要援護者本人やその家族の理解が得られるよう働きかけの必要性が提起されています。
- ↓ また、防災専門員のあり方の検討とともに、防災ボランティアの人材 育成、関係者の連携が必要との声があります。
- **↓** さらに、避難所開設のプログラムや地域支援者の役割の明確化等、きめ細かいシミュレーションの実施が求められています。
- ◆ 行政区やその他関係者等との情報共有の仕組みとともに、関係者の役割分担の明確化が必要との声があります。

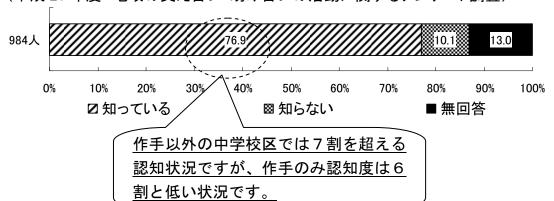
#### 【課題】

- ↓ 災害時要援護者本人やその家族が担うべき備えや役割の明確化と周知
- 地域支援者やその他福祉関係者における平常時、東海地震警戒宣言発 令時、災害発生時の各役割の明確化と周知
- ↓ 災害時要援護者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)の作成や情報共有の場面での関係者の連携

#### 市民の意識と実態(アンケート調査より)

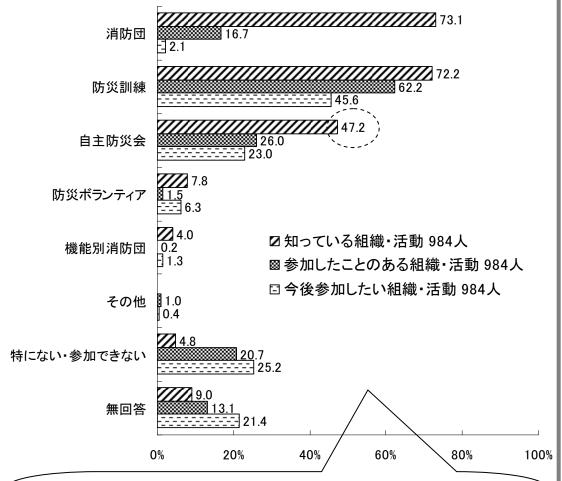
#### 【自宅で災害に遭った場合の避難場所の認知度】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



#### 【災害時に備えた組織や活動の認知度・参加経験・今後の参加意向】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)

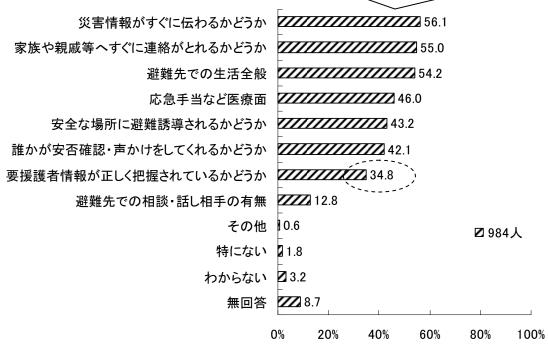


「自主防災会」は、防災訓練や消防団に比べ認知度が低い状況です。 なお、鳳来では6割を超える認知度で、参加経験の割合も今後の参 加希望も高い傾向です。

#### 【自分やご家族が災害時における要援護者になった場合に不安なこと】

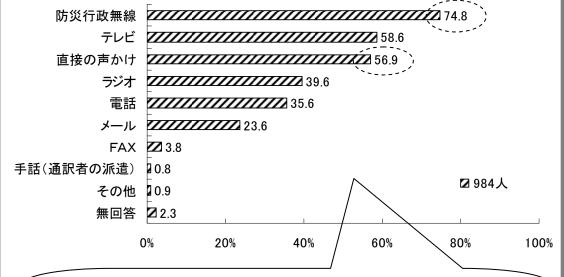
(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)

さまざまな不安要因を取り除く施策が必要です。 <u>また、要援護者情報の把握の必要性に関する理解浸透の取</u> り組みが課題と言えます。



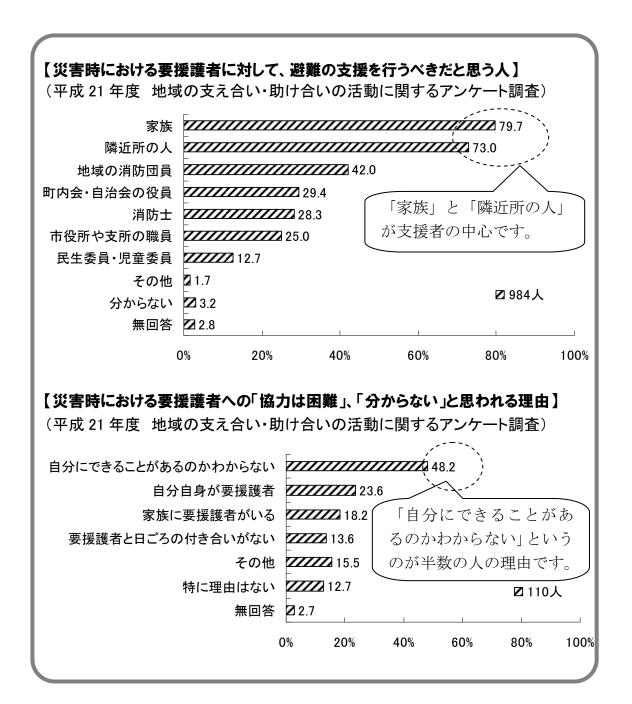
#### 【災害が起きた場合に希望する情報入手方法】

(平成21年度 地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査)



全体では「防災行政無線」の希望が多く見られます。

<u>ひとり暮らしの方の場合は「直接の声かけ」を希望する方が最も多</u>く、周囲の人たちとの日常的な関わりが重要になってきます。



#### 福祉関係者の声(テーマ別座談会より)

- **■** 要援護者登録台帳に障がいの程度を記載することができるが、本人の同意が必要であり、本人の理解が得られるよう働き掛けが必要である。
- **↓** 障がい者の個人情報がつかみにくい状況であるが、区民にどう説明していくかが課題、理解がされさえすれば協力は得られるのではないか。
- ↓ 災害が発生した場合、施設に入所している方は施設で対応できるが、 デイサービス利用者の災害時の対応については検討がされていない。 家族との相談を踏まえ、利用者の避難誘導を考えていく必要がある。

- ◆ 市内には避難所が多く設置されるが、実際に被災した場合どこへ行ったらいいのか明確に指示がされていないので検討すべきではないか。
- → 避難所の開設が間に合うのか、地域支援者は何をするのかといった対応も(日常の対応を含め)を検討する必要がある。
- ◆ 登録台帳に載っていない障がいの方(手上げしない)の支援も想定する必要がある。
- 防災専門員の災害に対する意識が低いと思う。任期が1年と短いことも影響していると思う。短期間で交代してしまうため、地域の防災支援体制は十分ではない。3~5年の任期が必要と思う。
- ◆ 実際の災害においては、地元が一番地元のことを理解しており、地元の団結が重要となるため、市がもっと地元に自覚を持ってもらうよう促すべきではないか。
- ♣ 保健所では難病・精神疾患のある方のうち支援が必要な方に対して、 地区の自主防災会に登録するように勧めている。平常時から災害に備 えた準備が必要である。
- ↓ 障がい者の避難所での生活は困難である。災害時の対応をするために も、各福祉サービス提供事業所と各地区民生委員との連携が必要
- ◆ 要援護者情報の共有については、関係者すべての人が納得のできるルール、システムづくりが必要で、早急に協議することが重要である。
- → 愛知新城大谷大学は避難施設として適した設備を備えており、宿泊等 設備が充実している。学生がボランティアとして期待できるし、避難 誘導マップづくりの調査に当たり、学生に任せることも可能である。
- ◆ 自主防災会と民生委員とが連携できていない。地域の防災対策の組織 化や訓練が必要
- ♣ 防災ボランティア等の人材育成が必要である。
- ➡ 現在 940 人の消防団員がいるが、鳳来、作手地区の若手が少ない。
- ♣ 自主防災会が機能していない地区もある。
- ➡ 防災訓練を実施する単位が大きく、参加者はお役として参加しており、 一般参加者は何もすることが無いので参加していない。行政区という 大きな単位でなく、小さな組単位で行うべきだと思う。

#### 各地区の住民の声(地区別座談会参加者の意見) =

#### 【作手地区】

- ◆ 作手地区には、表示がないこともあり、市の指定した避難場所は知らない。新城地区は表示があるので同じように掲示してほしい。
- ↓ 災害時にだれが声をかけられるか、どう手立てをしていくべきか、地域 全体で支えていきたい。

#### 【鳳来地区】

- ▲ 高齢者が多く、自主防災会を作るのに苦慮している。
- ↓ 災害時に備えた備品整備等に対する指針や補助があれば、地区としても整備しやすい。
- **■** 民生委員、自主防災会等で役員になっても、その立場を理解・熟知していないので、結局名前だけとなって、任期が終わる形になりがち。
- **↓** 災害時に市外からボランティアが集まったときに、有効に人員配置ができなかったということも聞くので、そうならないよう対応してほしい。
- ↓ 災害について、家具転倒防止等、日ごろの防災を心がけることが大切ではないか。

#### 【千郷地区】

- ↓ 以前市から避難場所の説明があったときは、一時的に近くの公民館へ避難し、その後、千郷中の避難所に移ることになっていたが、今はどうか。 災害時に移動するのは、危険も伴う、近い場所に避難し移動しない方が安全ではないか。また一度集まって移動するのは負担が大きい。
- **↓** 行政区として、災害時要援護者の情報がほしい、災害はいつあるかわからないのだから、区長にはきちっと情報を流してほしい。
- ↓ 災害がきたときに備え、どの家にどのような方がいるかという情報を、 もっと出していってもらいたい。
- 地域での仕組みづくりが大切だと思う。自主防災組織にしても、防災専門委員は一年ごとに替わっていき、地域に住んで間もない方が委員になることもあり、とても対応できているとは考えられない。地域で防災訓練を行ったが、実態にあっていないと思う。
- ↓ 民生委員として、自分でまとめた要援護者に関する名簿、マップがあるが、守秘義務で公開できない。災害時に自分が被災した場合、誰にも伝えられないことがあり、表向きの取り組みになってしまう。区として、代表で誰かがその情報を共有できるような仕組みが必要だと思う。

#### 【八名地区】

♣ 防災専門員の任期が短いという声が出ている。

#### 【東郷地区】

- ↓ 災害時における指揮命令系統が、市民に対して明らかになっているか。 要援護者のリストを作成するが、誰が支援するのか。
  - 二次災害が発生するような状況での救助をしなくてはならないのか、が 不明である。

#### 目標

災害時において、要援護者を安全に避難場所へ避難誘導できるよう、組織的で計画的な取り組みの推進を目指します。

#### 地域のみんなで進めるプロジェクト

目標の実現に向けて、「災害時要援護者を地域で守る!プロジェクト」を立ち上げます。

このプロジェクトは、「新城市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、関係者が連携を図り、災害時要援護者対策の市民への理解を浸透させ、対策の実効性の確保を目指します。

プロジェクト名	災害時要援護者を地域で守る!プロジェクト		
内容	①身近な地域という単位で、災害時要援護者対策を組織的に行える体制の構築を図ります。		
NA	②一般市民を含め、関係者の役割を明確化し、周知します。 ③「新城市災害時要援護者避難支援計画」に基づきシミュレーションを実施します。		
	主な関係者	役割	
みんなの	市民 災害時要援護者 及び家族	<ul><li>◎自主防災会への参加</li><li>◎防災訓練への積極的な参加</li><li>◎防災ボランティアへの積極的な参加</li><li>◎災害時要援護者の防災カード(緊急時の連絡先、疾病名等)の作成及び備え</li><li>◎災害時要援護者登録台帳への登録</li><li>◎地域支援者との関係づくりと活動への協力</li></ul>	
<b>役割</b>	社会福祉協議会	<ul> <li>◎福祉サービスの利用者への訪問等を通じた、災害時要援護者対策への本人及び家族の理解(台帳への登録、自主防災会への参加、自宅の備え、防災カードの作成等)を促す取り組み</li> <li>◎関係者と連携した福祉サービス利用者の避難誘導策の検討</li> <li>◎福祉避難所としての協力及び備えの実施</li> <li>◎市と連携した災害ボランティア支援センターの設置・運営に関わる訓練等の実施</li> </ul>	

	行政区 自主防災会、	<ul> <li>◎関係者と連携した災害時要援護者の把握</li> <li>◎災害時要援護者本人及び家族への自主防災会への参加、自宅の備え、防災カードの作成等を促す取り組み</li> <li>◎災害時要援護者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)の作成への協力</li> <li>◎災害時要援護者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)の作成への協力</li> </ul>
	消防団	◎災害時要援護者対策シミュレーションの実施への協力
	民生·児童委員	<ul><li>◎関係者と連携した災害時要援護者の把握と 行政と災害時要援護者及び家族の橋渡し</li><li>◎災害時要援護者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)の作成に関する本人同意についての働きかけ</li></ul>
	介護・福祉施設、 在宅サービス事業所	<ul><li>◎福祉サービスの利用者への訪問等を通じた、災害時要援護者対策への本人及び家族の理解(台帳への登録、自主防災会への参加、自宅の備え、防災カードの作成等)を促す取り組み</li><li>◎福祉避難所としての協力及び備えの実施</li><li>◎関係者と連携した利用者の避難誘導策の検討・マニュアルの作成</li></ul>
	行政	<ul> <li>◎災害時要援護者登録台帳の作成</li> <li>◎関係者と連携した災害時要援護者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)の作成</li> <li>◎災害時要援護者の防災カードの様式の提示と周知</li> <li>◎災害ボランティア支援センターの設置・運営に関わる訓練等の実施</li> <li>◎関係者の役割のマニュアル化と災害時要援護者対策の住民及び関係者への説明</li> <li>◎モデル地区を指定・順次拡大し、関係者と連携した災害時要援護者対策シミュレーションの実施</li> <li>◎防災に関わるボランティア等の育成</li> </ul>
進捗の評価 基準		対策のモデル地区数

# 第4章 計画の総合的な推進・点検・評価 の体制

この計画の総合的な推進・点検・評価の体制は、次のとおりです。

### 1 推進・点検・評価体制の構築

この計画の推進・点検・評価は、既存計画の推進・点検・評価組織、また、 障がいのある方をはじめ対象者ごとの支援を協議する場、そして、社会福祉協 議会において設置予定の「仮称:地域福祉ネットワーク会議」を活用した体制 を構築し、実施します。

各会議の中で、住民からの意見や関係者の取り組みの進捗状況を踏まえつつ、 基本目標ごとのプロジェクトや計画全体の進行管理を行っていきます。

# 地域福祉計画の推進・点検・評価体制

保健福祉関連計画や男女共同参画 プラン、災害時要援護者避難支援計 画等、既存計画の推進・点検・評価 組織

障害者地域自立支援協議会や介護 保険事業運営協議会等、対象者ごと の支援を協議する場

社会福祉協議会地域福祉活動計画 の推進・点検・評価組織「仮称:地 域福祉ネットワーク会議」 住民からの意見や関係者 の取り組みの進捗状況

基本目標ごとのプロジェクトや計画全体の進行管理

計画の中間評価 (平成24年度)、 最終評価(平成 26年度)

### 2 計画の進捗状況の市民への公表

平成24年度に予定する計画の中間評価においては、市の広報等を通じて、計画の進捗状況を広く市民に公表します。

## 資料

### 1 計画策定の経過

この計画は、次の調査及び会議等を経て、策定に至りました。

年	月日	調査及び会議等		
	7月1日~ 7月15日	地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート 調査		
	7月30日	第1回新城市地域福祉計画策定委員会		
	8月24日	テーマ別座談会【相談支援体制】		
	8月26日	テーマ別座談会【見守り・ボランティア】 テーマ別座談会【災害時要援護者支援】		
平成	9月10日	地区別座談会【作手中学校区】		
21年	9月11日	地区別座談会【鳳来中学校区】		
	9月14日	地区別座談会【新城中学校区】		
	9月15日	地区別座談会【千郷中学校区】		
	9月16日	地区別座談会【八名中学校区】		
	9月17日	地区別座談会【東郷中学校区】		
	9月30日	第2回新城市地域福祉計画策定委員会		
	12月7日	第3回新城市地域福祉計画策定委員会		
平成 22 年	1月15日~ 2月15日	パブリックコメントの実施		
44 <del>+</del>	3月5日	第4回新城市地域福祉計画策定委員会		

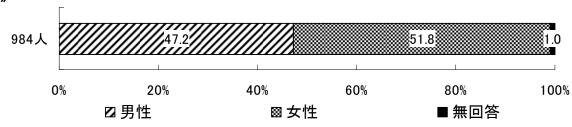
### ② 「地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート 調査」の概要

この計画の策定にあたり実施した「地域の支え合い・助け合いの活動に関するアンケート調査」の概要は、次のとおりです。

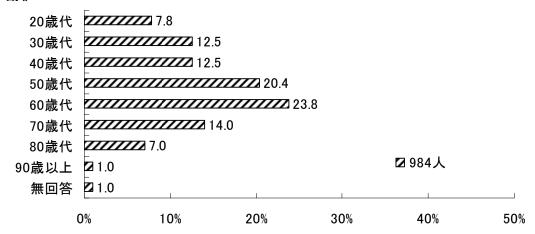
項目	概要		
	地域の福祉活動の推進を図るための計画として、市が策定する「地		
目的	域福祉計画」と新城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動		
H III	計画」の策定作業の一環として、計画策定の基礎資料とすること		
	を目的に、市民へのアンケート調査を実施しました。		
対象	本市在住の20歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000人		
時期	平成 21 年 7 月 1 日~15 日		
方法	郵送による配付・回収		
	・ 住んでいる地域との関わりについて		
   内容	・ 悩みや困りごと等の相談について		
<b>内谷</b> 	・ ボランティア活動について		
	・ 地震等災害時における要援護者への支援について		
回収状況	回収数 984 人 回収率 49.2%		

#### 【アンケート回答者の属性】

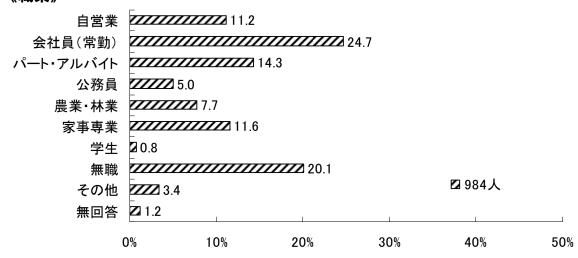
#### 《性別》



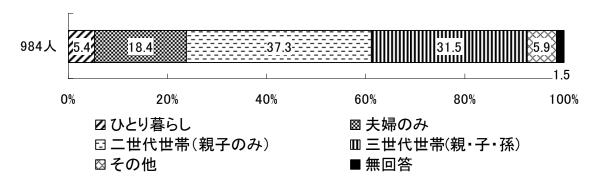
#### 《年齢》



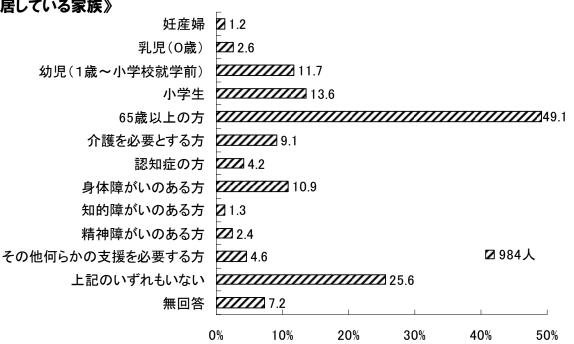
#### 《職業》



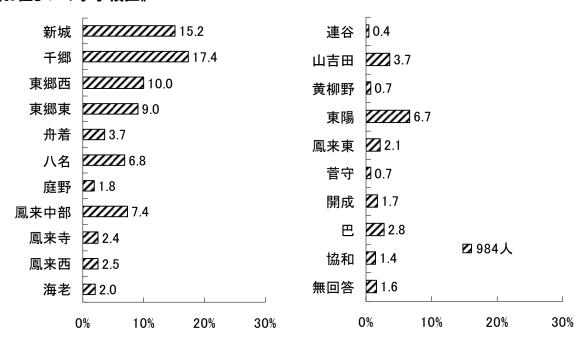
#### 《世帯構成》



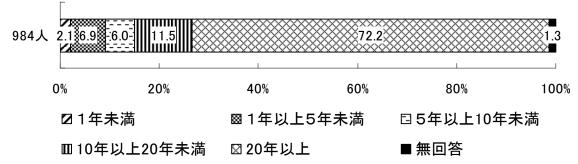
#### 《同居している家族》



#### 《お住まいの小学校区》



#### 《定住年数》



### 3 「高齢者福祉・介護のアンケート調査 55歳以上市民 調査」の概要

「高齢者福祉・介護のアンケート調査 55歳以上市民調査」は、「第4期新城市高齢者保健福祉計画(平成22年3月)」の策定にあたり、平成20年8月に市が実施した調査で、本市在住の55歳以上の方の中から無作為に抽出した1,400人を対象に実施し、858人から回答が得られたものです。

# 4 「高齢者福祉・介護のアンケート調査 事業所調査」の 概要

「高齢者福祉・介護のアンケート調査 事業所調査」は、「第4期新城市高齢者保健福祉計画(平成21年3月)」の策定にあたり、平成20年9月に市が実施した調査で、市内をサービス提供区域とする事業所及び市内開業医・歯科医80か所を対象に実施し、45か所から回答が得られたものです。

### 5 「次世代育成支援に関するアンケート調査」の概要

「次世代育成支援に関するアンケート調査」は、「新城市次世代育成支援行動計画 後期計画 (平成22年3月)」の策定にあたり、平成21年1月に市が実施した調査で、就学前児童の保護者1,250人、小学生の保護者1,250人の合計2,500人を対象に実施し、合計で2,181人から回答が得られたものです。

### 6 テーマ別座談会の概要

この計画の策定にあたり実施した「テーマ別座談会」の概要は、次のとおりです。

年月日	テーマ	話し合いの内容	参加機関・団体等
平成 21 年 8 月 24 日	相談支援体制	①福祉サービスの利用援助、権利擁護 ②民生委員、隣人等連携、情報の担保を り方の共有の担保を では、「では、「では、「では、「では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	<ul> <li>○ 地域包括支援センター</li> <li>○ 在宅介護支援センター</li> <li>○ 介護老人保健施設</li> <li>○ 障がい者相談支援事業所</li> <li>○ 障がい福祉サービス事業所</li> <li>○ 児童養護施設</li> <li>○ 民生・児童委員</li> <li>○ 家庭児童相談員</li> <li>○ 新城保健所</li> <li>○ 新城設楽児童・障害者相談センター</li> <li>○ 保健センター</li> <li>○ 新城市地域福祉計画・活動計画策定委員会委員</li> </ul>

平成 21 年 8 月 26 日			<ul> <li>○ 子育てネットワーカー</li> <li>○ 新城ファミリーサポートクラブ</li> <li>○ 各種ボランティア団体</li> <li>○ 民生・児童委員</li> <li>○ 愛知東農協</li> <li>○ を宅介護支援センター</li> <li>○ 手をつなぐ育成会</li> <li>○ 新城市地域福祉計画・活動計画策定委員会委員</li> </ul>
	災害護養	①防災に対する地域 組織の仕組か り、話し合い ②個人情報の取りの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	<ul><li>○ 区長会</li><li>○ 消防団</li><li>○ 防災ボランティア</li><li>○ 新城消防署</li><li>○ 新城保健所</li><li>○ 介護老人福祉施設</li><li>○ 障がい福祉サービス事業所</li><li>○ 民生・児童委員</li><li>○ 新城大谷大学</li><li>○ 新城市地域福祉計画・活動計画策定委員会委員</li></ul>

### 7 地区別座談会の概要

この計画の策定にあたり実施した「地区別座談会」の概要は、次のとおりです。

目的

- ①地域の課題・問題を洗い出し
- ②新たな資源・連携の掘り起こし
- ③地域課題・問題に対する方策等に関する意見の収集

#### 【開催状況】

年月日	中学校区	会場	参加者数
平成 21 年 9 月 10 日	作手	作手開発センター	9人
平成 21 年 9 月 11 日	鳳来	鳳来開発センター	28 人
平成 21 年 9 月 14 日	新城	市民体育館	15 人
平成 21 年 9 月 15 日	千郷	ちさと館	21 人
平成 21 年 9 月 16 日	八名	富岡ふるさと会館	22 人
平成21年9月17日	東郷	消防防災センター	26 人

### 8 計画策定委員会の設置要綱及び委員名簿

この計画の策定にあたり、計画案の協議を行った「新城市地域福祉計画策定 委員会」の設置要綱及び委員名簿は、次のとおりです。

#### 新城市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく新城市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、計画の基本方針その他必要な事項について幅広い視野から協議するため、新城市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 計画案を策定すること。
  - (2) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関することの審議及び調整に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は定数を25人以内とし別表に掲げる者を持って組織し、市長が委嘱する。
- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から計画を策定するまでの期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体等における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議等)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉部福祉課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年 6月 1日から施行する。

#### 別表

### 新城市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏	名	役 職	所 属	参加する立場
後藤	卓郎	学科長 (地域福祉センター長)	愛知新城大谷大学	学識経験者
富安	征矢子	民生・児童委員会長	民生・児童委員	民生・児童委員代表
中西	光弘	会長	新城市代表区長会	市民代表(行政区)
鈴木	宏幸	連合会長	新城市老人クラブ	市民代表(高齢者)
上田	麻二子	代表	新城市地域自立 支援協議会	市民代表団体 (障がい者団体)
佐宗	龍俊	消防団長	新城市消防団	市民代表(消防団)
河田	雅彦	会長	新城市幼小中 PTA連絡協議会	市民代表 (子育て世代)
田村	太一	理事	新城青年会議所	市民代表 (青年世代)
下山	康人	副会長	新城市小中学校 校長会	小中学校代表
伊東	愛子	代表	はぐるまの会	ボランティア団体 代表
今泉	幸子	代表	新城まちづくり ネット	ボランティア団体 代表
長坂	宏	所長	レインボーはうす	障がいサービス 事業者代表
関原	明人	<b></b>	特別養護老人ホーム 麗楽荘	介護サービス 事業者代表
田中	ひろ子	健康支援課長	新城保健所	行政機関
小野日	日博	地域福祉課長	新城設楽 福祉相談センター	行政機関
近藤	陽子	児童育成課長	新城設楽 福祉相談センター	行政機関
原田	貞幸	常務理事	新城市社会福祉 協議会	社会福祉協議会 代表
村川	賢一	福祉部長	新城市役所	行政機関

### 9 用語解説

#### 【あ行】

#### 安全安心パトロール

市内各行政区に地域安全パトロール実行委員会を設置し、通学時間にパトロールを行う活動

#### NPO

「NPO (non profit organization)」。ボランティア活動等の社会貢献活動を 行う、営利を目的としない団体の総称

#### 【か行】

#### 介護保険事業運営協議会

新城市の介護保険事業の運営について適切かつ効果的に行うため、地域包括支援センターの公平・中立性の確保、適正な運営を図ること及び地域密着型サービスの適正な運営を確保することを目的とする機関

#### 介護保険制度

介護保険法に基づき、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を40歳以上の国民が納める保険料と税金で負担する仕組みとして、平成12年4月から施行された制度

#### 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者の入所に対して、施設サービス計画に基づき、 看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生 活上の世話を行う施設

#### 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に緊急通報電話を貸与し、緊急時の 援助と安否確認を行うシステム

#### ケアカンファレンス

ケアプランの作成にあたって、ケアマネジャーや各介護サービスの担当者が 集まる会議(サービス担当者会議)のこと

#### ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス ス又は施設サービスを利用できるよう、市、居宅サービス事業者、介護保険施 設等との連絡調整を行う者

#### 健康日本 21

「21 世紀における国民健康づくり運動」のことで、健康寿命の延伸等を実現するために、具体的な目標等を提示すること等により、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進するもので、本市では、旧市町村で地域等の実情に応じた健康づくりの推進に関する具体的な計画を策定済

#### 限界集落

65 歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役等 の社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落

#### 子育て支援センター

未就園の0から6歳の子どもと保護者の方を対象に、各種事業を実施し、ストレス・育児不安の解消、親子のふれあいをサポートする機関

#### 子育てネットワーカー

子育ての悩みを相談できる仲間づくりの支援や、講演会の託児、絵本の読み聞かせ、親子遊びの指導等いろいろな場面で活躍する、子育てボランティアのこと

#### こんにちは赤ちゃん事業

赤ちゃんが生まれた家庭に保健師やボランティアの赤ちゃん訪問員が家庭訪問を実施し、出産後の子育て支援を行う事業

#### 【さ行】

#### 災害ボランティア支援センター

被災地に臨時に開設されるボランティアの活動拠点のことで、被災地の住民 のボランティアニーズを的確に把握し、ボランティアの派遣の調整を行うこと が主な役割

#### 災害時要援護者

ひとり暮らし高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等、災 害時において自助が困難で、何らかの援護を必要とする者

#### 災害時要援護者登録台帳

災害時要援護者の支援に必要な情報を登録した台帳

#### 災害時要援護者避難支援計画

本市が平成 21 年 9 月に策定した計画で、災害時要援護者の避難支援対策の実施にあたり、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難支援の対象者情報の収集・共有の方法、また、気象情報や避難準備情報等の提供による事前の支援や、災害発生後の支援体制等について明らかにしたもの

#### 在宅介護支援センター

身近なところで、介護・福祉・健康等について高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施している機関 (市内に6か所)

#### 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、本市が策定した計画で、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する対策(次世代育成支援対策)を定めたもので、平成17年度から平成26年度までの10か年計画

#### 児童相談センター

児童福祉法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする機関

#### 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童 を入所させてこれを養護することを目的とする施設

#### 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の健全な発達を図るための法律

#### 主任児童委員

民生・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当 する民生・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施する者

#### 障害者基本計画

障害者基本法に基づき、本市が平成20年3月に第2期計画を策定しており、 障がいのある方のための施策に関する課題、目標、具体的な方策等を定めたも の

#### 障害者自立支援制度

障害者自立支援法に基づき、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援 する観点から、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一 元的に提供する仕組みとして、平成18年10月から完全施行された制度

#### 障害者地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づき、障がいのある方が地域で生活をしていけるよう、 個別支援会議や地域課題の共有・解決を担う検討機関

#### 新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画

新城市社会福祉協議会が平成 22 年 3 月に策定した計画で、地域住民や関係機関・団体との協働・連携を図りながら、地域福祉を推進するためのもの

#### 新城市第1次総合計画

地方自治法に基づき、本市が平成 20 年 4 月に策定した計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもの

#### 新城ファミリーサポートクラブ

子育で中の手助けを必要とする方(依頼会員)と、子育でのお手伝いをする 方(援助会員)にて構成され、市民相互の助け合いで子育でを支援する機関

#### しんしろ市民活動サポートセンター

市民活動を行う団体への打ち合わせや会議に利用できる場の提供とともに、 市民へ市民活動団体(NPO)やボランティアの情報を提供する機関

#### スクールガード

各小学校区を中心に、スクールガード(学校安全ボランティア)と学校が連携した、学校及び通学路等における児童の安全確保のための活動

#### 相談支援事業所

障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う機関

#### 【た行】

#### 第2期障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、本市が平成21年3月に策定した計画で、福祉サ ービス提供体制の確保に関する目標等を定めるもの

#### 第4期高齢者保健福祉計画

本市が平成21年3月に策定した計画で、老人福祉法に基づき、高齢者福祉施 策全般を定めた老人福祉計画と、介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な 運営に際して必要な事項を定めた介護保険事業計画を一体的にまとめたもの

#### 団塊世代

昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)頃の第1次ベビーブームに生まれた世代

#### 短期入所 (ショートステイ)

要支援・要介護の高齢者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービス

#### 男女共同参画プラン

男女共同参画社会基本法に基づき、本市が平成 21 年 2 月に策定した計画で、本市における男女共同参画社会づくりを促進するための施策や指標等を示すもの

#### 地域ケア会議

地域包括支援センターが主催する会議で、地域の居宅介護支援事業所、介護 サービス事業所等の関係者が集って、困難ケースへの対応、支援の検討を行う もの

#### 地域支援者

災害時要援護者に対して、災害の状況、避難所の開設等の避難情報の伝達、 安否確認や避難所への誘導を行う者

#### 地域包括支援センター

高齢者とその家族の方々の総合相談窓口で、主任介護支援専門員、保健師、 社会福祉士等の専門職員が介護・福祉・健康等の相談に応じ、サービスや制度 に関する情報提供、関係機関の紹介、高齢者虐待の防止、権利擁護等に対応し ている機関

#### 通所介護 (デイサービス)

要支援・要介護の高齢者がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入 浴その他日常生活上の世話及び日常生活訓練を受けることができるサービス

#### DV

ドメスティック・バイオレンスの略称で、一般的には、夫や恋人等の親密な 関係にある、又はあった男性から女性に対してふるわれる暴力のこと

#### 【は行】

#### 配食サービス

日常生活に支障のある虚弱高齢者のうちひとり暮らし、高齢者のみの世帯を 対象に週1回~3回昼食又は夕食を配達するサービス

#### 発達障がい

自閉症※、アスペルガー症候群※その他の広汎性発達障がい※、学習障がい ※、注意欠陥多動性障がい※その他これに類する脳機能の障がいであって、そ の症状が通常低年齢において発現するもの

#### ※自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の 遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障 がい

#### ※アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れ を伴わないもの

#### ※広汎性発達障がい

自閉症と同質の社会性の障がいを中心とする発達障がいの総称

#### ※学習障がい

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する 又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさま ざまな状態を指すもの

#### ※注意欠陥多動性障がい

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴と する行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

#### 避難支援プラン (個別計画)

災害時要援護者一人ひとりについて避難支援の方法等を策定し、自主防災会、 民生・児童委員等と情報共有を図るもの

#### 福祉実践教室

小中学校において、車いす・手話・点字・高齢者擬似体験・視覚障がい者ガイドヘルプ等の実践体験を通して、障がい者や高齢者への理解と、助け合いの心の育成を図る取り組み

#### 福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送 に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと

#### 福祉避難所

施設がバリアフリー化され、生活相談員等の確保が比較的容易な福祉施設等 を災害時要援護者の利用に適した避難所として指定したもの

#### 福祉有償運送

NPO法人等が要介護者や身体障がい者等の会員に対して、実費の範囲内で、 営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自動車を使用 して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

#### 防災カード

災害時要援護者本人やその家族等が災害発生に備え、どのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、援助を必要としているときにはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急時の連絡先、医療機関、疾病名、使用薬、必要な医療器具等を記載したカード

#### 防災専門員

長期にわたり根気よく家庭の防災対策や自主防災活動を推進していくために、 自主防災組織から推薦された者

#### 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要支援・要介護の高齢者の居宅を訪問し、 本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上 の世話の介助を行うサービス

#### ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割を担う者

#### 【ま行】

#### ミニデイサービス

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域のボランティア団体が集会施設等で介護予防の健康体操、ゲーム、手遊び等を行うもの

#### 民生・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉等、あらゆる分野の相談に応じ、助言や調査等を行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務

#### 【や行】

#### 友愛訪問

ひとり暮らしの高齢者、身体の弱い高齢者や障がいのある高齢者の家庭を訪問し、本人や家族を支える活動

#### ユニットケア

介護施設等の居室をいくつかのグループに分け、それぞれを一つの「生活単位」として、少人数の家庭的な雰囲気の中で、個人の生活のリズムを尊重したサービスの提供を行うもの

#### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童等、要保護児童に対する関係機関との情報共有や連絡調整 等を行う機関

#### 【ら行】

#### レスパイト

福祉分野では、介護からの一時的な解放という意味で用いられる用語

#### 新城市地域福祉計画

平成 22 年 3 月

発 行 新城市

〒441−1392

愛知県新城市字東入船6-1

電話

(0536) 23 - 7624

F A X

(0536) 23-2002

ホームページ

http://www.city.shinshiro.lg.jp

メール

fukushi@city.shinshiro.lg.jp

企画•編集 福祉部福祉課